

■届出関係

	質 問 (Q)	回 答 (A)
15	既設の施設として取扱う「設置の工事に着手している」は具体的にはどのような段階をいうのですか。	従来のばい煙発生施設と同様、工事(据え付け工事を含む)を始めた段階で「着手した」と判断します。
16	VOCの届出はいつまでに行うのですか、又規制の猶予期間と規制開始は、いつから始まるのですか。	施設の届出及び測定義務は平成18年4月1日から開始され、30日以内に届出が必要となります。 既設の施設に係る排出基準の適用は平成22年3月31日まで猶予されます。

■測定方法関係

	質 問 (Q)	回 答 (A)
17	VOCの測定装置はFID及びNDIR、除外物質の測定装置はGC-FIDと記載されているが、GC-FIDでVOCを測定してよいのですか。	法令に基づく公式の測定法としては認められません。 GC-FIDは各成分毎に分離して各成分の濃度を測定するものですが、今回のVOC規制は、VOCを包括的に規制するものなので、分離させずに測定する必要があります。
18	数ヶ所の発生源を1本のダクトに集めて排気している場合の考え方を教えて下さい。	各々の施設から排出されるVOCの濃度により判断します。
19	複数の対象施設が1台の処理装置に接続されている場合、排出口濃度はどこで測定すればよいのですか。	当該施設のみを稼働させる場合は処理装置の出口側で測定します。 他の施設を停止することが出来ない場合、集合後に排出ガス処理装置が設置されている場合にあっては、集合前の濃度に、処理装置の処理効率を乗じることで判断可能です。

■自主的取組関係

	質 問 (Q)	回 答 (A)
20	規制の対象は屋内塗装設備と聞いていますが、屋外塗装に対する規制はどうなっているのですか。また屋外塗装に対し2010年以降の規制の見直しはありますか。	屋外塗装については法による規制はありませんが、今回のVOC規制では、法による規制と自主的取組を適切に組み合わせることにより効果的にVOCの排出を抑制していくこととしており、規模要件未達の施設や、対象とならない施設種類の施設は、それぞれの最適な方法で自主的取組により排出抑制を行うことが必要です。 また、規制開始から5年後に法の施行状況を勘案し、必要に応じて制度の再検討及び見直しを行うこととしています。
21	法規制の設備に該当しないが、VOCの発生がある場合、どのように目標を設定し、削減計画をすすめるべきでしょうか。	自主的取組の促進方策については、現在揮発性有機化合物排出抑制専門委員会において検討を行っているところです。 また、自主的取組推進マニュアルの作成等も行っています。

■その他

	質 問 (Q)	回 答 (A)
22	規制に違反した場合の罰則はどうなっていますか。	届出義務違反については、三月以下の懲役又は30万円以下の罰金。 改善命令に違反した場合、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金 などとなっています。



この印刷物は環境にやさしい
「大豆油インキ」を使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています